

商工会かわら版

NO 26号 令和3年12月

●飯南町商工会 TEL:76-2118・FAX:76-2955

支援センター TEL:72-0907・FAX:72-1239

HP <http://iinan.shoko-shimane.or.jp/>

Facebook [ja-jp.facebook.com/iinanshoko/](https://www.facebook.com/iinanshoko/)

★年末調整事務は終わりましたか？

12月の給与は年末調整をしなければなりません。
また、年末調整後は税務署に申告・納付が必要です。

源泉所得税の納付期限

①納期特例の承認を受けていない方

→令和4年1月11日(火)

②納期特例の承認を受けている方

→令和4年1月20日(木)

法定調書の提出期限は・・・

→令和4年1月31日(月)

※税理士さん等への報酬は、支払い調書の提出
が必要です。→令和4年1月31日(月)

★確定申告時に必要となる資料

確定申告では下記の証明書が必要となります。大
切に保管して頂きますよう宜しくお願いします。

①各種証明書

国民年金・生命保険・地震保険・小規模企
業共済等の控除証明書

②支払額の確認(証明)

国民健康保険・建設国民健康保険等

③源泉徴収票等

事業所得以外の収入(年金、給与等)

税務研修会の開催について

商工会、青色申告会、建築組合の合同税務
研修会が開催されます。

日時 - 12月8日(水) 14:00~

場所 - 飯南町商工会 本所(赤名)

講師 - 大東税務署統括官 立光 美由紀氏

「島根県中小企業継続特別給付金」

について



給付額	1事業者に 40万円(定額)
給付要件	R2年12月~R3年10月 連続する2ヶ月の売上高の合計と 前年または前々年と比較して。 ●30%以上減少。 ●売上高の合計が40万円以上。
対象者	・今後も事業を継続する意思があること。 ・法人県民税(均等割)等を納付。
申請期間	令和3年11月15日(月)~ 令和4年1月31日(月)
申請方法	電子申請又は郵送(書留・レターパック)

●「島根県飲食店等事業継続特別給付金」(飲食業対
象)が要件緩和されました。

※「県中小企業継続特別給付金」と併用はできません。

1店舗あたりの年間売上規模	基準額
1,500万円未満	40万円
1,500万円以上 2,000万円未満	52万円
2,500万円以上 3,000万円未満	72万円
3,000万円以上	80万円から

飯南町応援金第4弾の申請は

12月31日までです

売上減少要件

◆対象期間: 令和2年9月~令和3年8月ま
での連続する3カ月間

◆比較期間: 前年または前々年の同期間

◆減少要件: 100万円以上減少しているか、
20%以上減少している

電子帳簿保存改正対策セミナーの開催

R4年1月からEメールなどで電子受領した請求書
の電子保存が義務化されます。電子帳簿保存法の内容
や保存方法などについてわかりやすく説明します。

日時 - 12月9日(木) 14:00~

場所 - 飯南町商工会 本所(赤名)

講師 - 中川和也税理士事務所

所長税理士 中川 和也氏